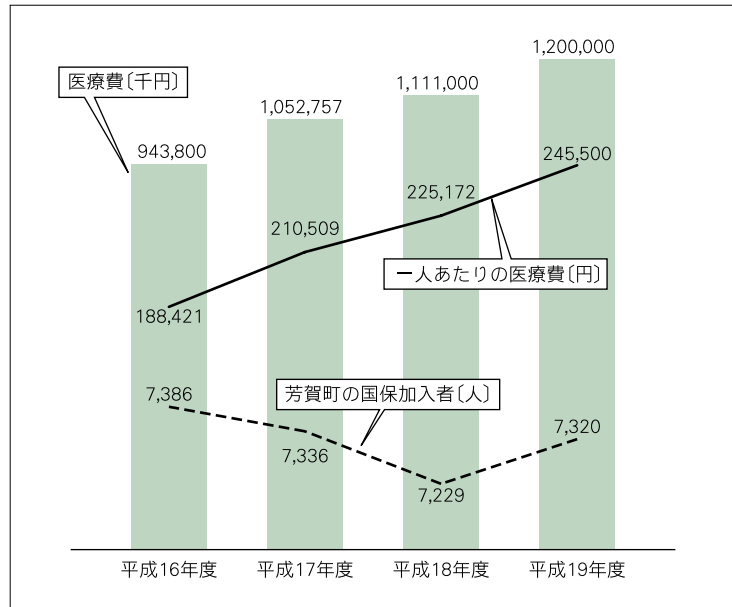


## 芳賀町の国民健康保険の状況

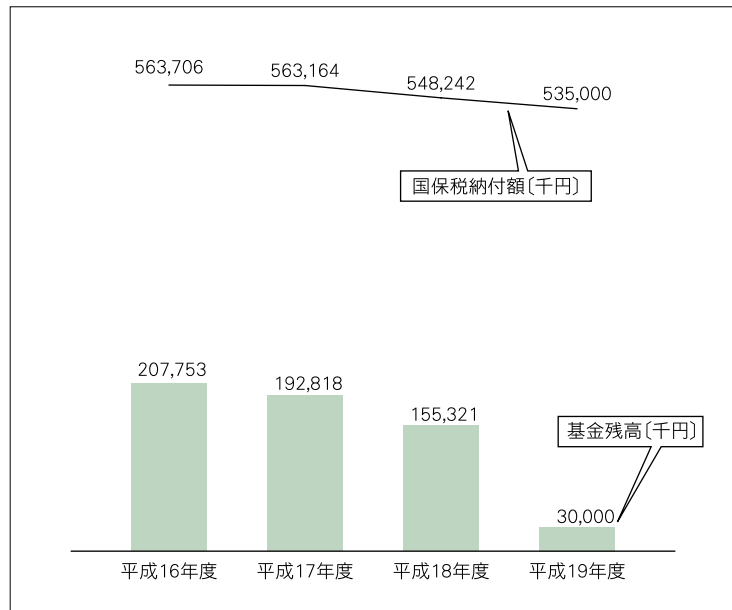
■住民課国保年金係  
【☎028(677)6038】



### 加入者数と医療費

芳賀町の国民健康保険加入者数は、横ばいの状態ですが、医療費については、加入者の高齢化や医療技術の高度化などに伴い、年々増加しています。

平成16年度の医療費は、約9億4千万円でしたが、平成18年度には、11億1千万円になり、3年間で約1億5千万円も増加しました。



### 基金残高と納税額

医療費が年々増える一方で、景気低迷の影響などにより、国保税の収入は落ち込んでいます。このため芳賀町の国保財政はたいへん厳しい状況となっています。

国保では医療費が突発的に増大するなど一時的に多くの医療費を支払う時のために、皆さんの家計と同じように貯金をしています。それが「基金」です。

この基金も国保の財政赤字を補うため、平成17年度から取り崩しています。平成18年度の残高は、1億5千5百万円ですが、このまま医療費が増加し、税収入の減少が続くと平成19年度には、ほとんど残高が無くなる見込みです。

18・19年度は推計の数字です

**医療費に関心を持って**  
毎年、国民健康保険の医療費は増加しています。今後も増加が予想されることから、正しい受診が求められています。自分の健康と医療費に関心を持ち、わたしたちの医療費を大切にしましょう。

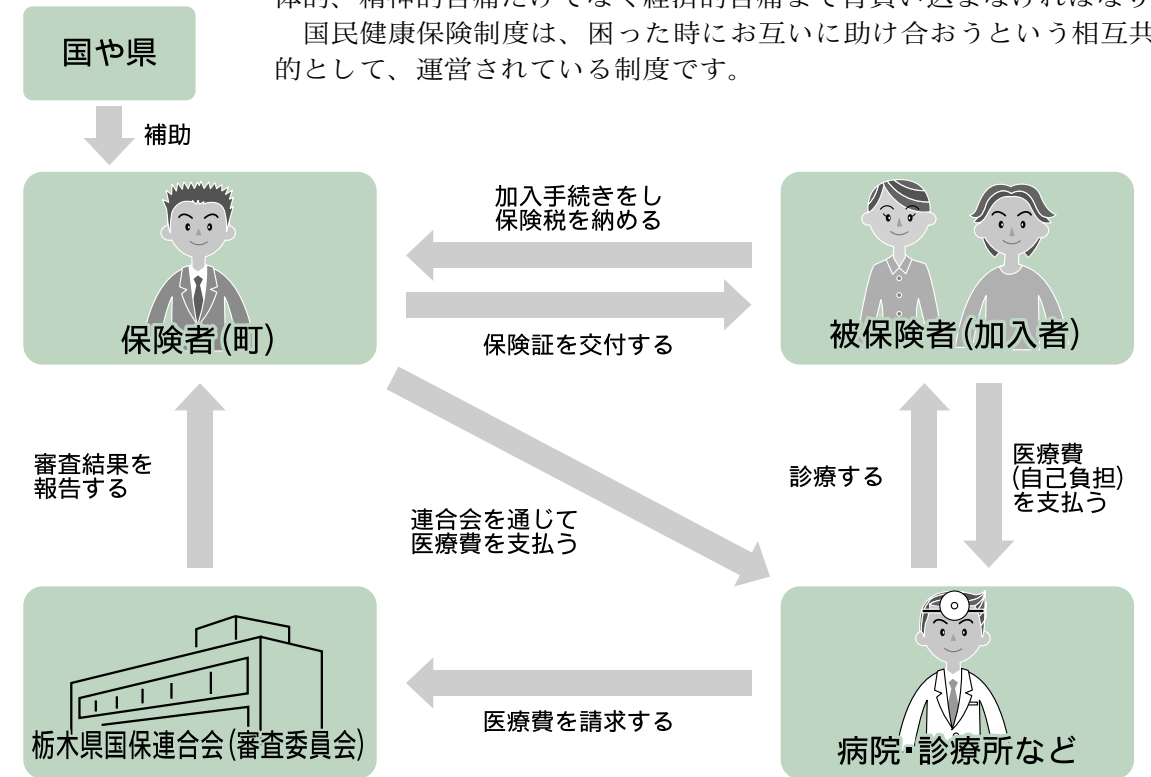
○多受診(同じ症状で複数の医療機関を利用)を減らす。  
○通常診療より医療費が加算される夜間診療や休日診療は緊急性を確認する。  
○健康づくりや生きがいづくり事業への参加(水泳教室、いきいき教室など)  
○信頼できるかかりつけ医を持つ。

**平成20年4月から大幅な医療改革を実施**  
《主な改定内容》  
○70歳～74歳の高齢者の患者負担の見直し 1割→2割  
○後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設  
○乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満→義務教育就学前)  
○保険者に対する特定健診等の義務付け  
※次回はより詳しく制度の説明をします。

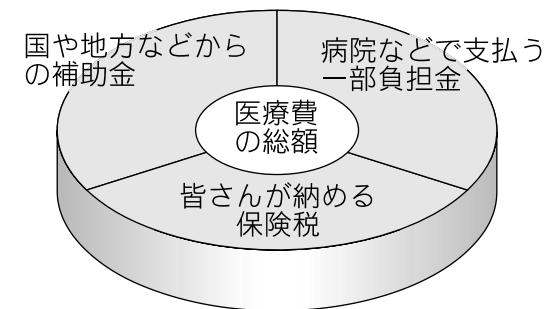
# 国民健康保険の仕組み

病気やけがは、ある日突然私たちに襲うことが多いものです。そんな時、お金がなくて医者にかかれないということになったらどうなるでしょう。肉体的、精神的苦痛だけでなく経済的苦痛まで背負い込まなければなりません。

国民健康保険制度は、困った時にお互いに助け合おうという相互共済を目的として、運営されている制度です。



## 医療費について



**医療費とは**  
病院や診療所などに支払う総費用のことです。皆さんが窓口で支払うのは、医療費の一部で残りは保険者(町)が支払います。

3歳未満	2割
3～69歳	3割
70歳～	1割
※一定以上所得者 3割	



国民健康保険は、加入者が病院や診療所などで診察や治療を受けた場合の医療費を、国や地方(県・町)などからの補助金と皆さんが納める保険税でまかない、各市町村の独立採算制により運営されています。